

柏崎機械金属工業団地、柏崎臨海工業団地、劔工業団地、藤井工業団地
柏崎田尻工業団地、西山工業流通団地、柏崎フロンティアパーク
における工場の新規立地や移転・拡張をお考えの皆さまへ

～工場用地取得・設備投資に係る助成制度のご案内～ 【柏崎市企業立地促進助成金】

お問合せ：柏崎市産業振興部ものづくり振興課（電話：0257-21-2326）

用地・設備の取得費に助成金を交付します！

《交付要件》 対象地域内に設置した工場等の操業を開始した企業で、次の要件に該当する方

- ① 市外に主たる事業所を有し、市内に工場等を有していない方で、新たに工場等を取得する方
- ② 市内に工場等を有する方で、事業規模の拡大を目的として、既存工場等のほかに、新たに工場等を取得する方又は既存工場等の敷地と一体利用として認められる土地に工場等を拡充する方
- ③ 市内に工場等を有する方で、当該工場等の全部を廃止して、工場等を移転する方

《対象地域》

柏崎機械金属工業団地	柏崎臨海工業団地	劔工業団地	藤井工業団地
柏崎田尻工業団地	西山工業流通団地	柏崎フロンティアパーク	

《対象工場等》 次に掲げる事業の用に供する建物及び構築物

- ① 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で製造業に分類される事業をいう。）
- ② 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条の規定に基づき新潟県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実施される事業（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類で電気業に分類される事業を除く。）

《対象設備》

操業のために新たに取得した工場用の建物、構築物及びその附属設備、機械装置

《交付対象者》

- ① 操業を開始した日前3年以内に1,000㎡以上の土地を新たに取得した方
（対象地域内（間）の移転の場合、従前敷地＋1,000㎡以上）
- ② 市内に住所を有する常用労働者（市外事業所からの転籍を含む。）の新規雇用がある方
- ③ 新增設した工場等で10年以上継続して事業を営む方

《助成金の額及び限度額》 （1,000円未満切捨て）

- 【用地補助】 用地取得費×20%（限度額：1億円）
【設備補助】 設備取得費×20%（限度額：3千万円）
【雇用助成】 新規雇用者数×10万円（限度額：2千万円）

例えば… 30,000,000円で用地を取得し、
5,000,000円で工場を取得、新規雇用者が15人いた場合

用地補助額	30,000,000円×20%=6,000,000円		
設備補助額	5,000,000円×20%=1,000,000円		
雇用助成額	15人×100,000円=1,500,000円		
助成合計額	（用地補助額） 6,000,000円	（設備補助額） 1,000,000円	（雇用助成額） 1,500,000円 （助成合計額） 6,000,000円+1,000,000円+1,500,000円=8,500,000円

申請期限

交付申請は、当該工場等の操業開始日以降とし、用地取得日から3年以内の期間とします。